

就労継続ナビ 掲載利用規約

一般社団法人就労支援センター（以下「当法人」といいます）が運営するウェブサイト「就労継続ナビ」（以下「本サービス」といいます）への掲載利用に関し、以下の通り利用規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)「契約者」とは、本サービスへの掲載契約を締結した就労継続支援 A 型事業所または B 型事業所を運営する事業者をいいます。
- (2)「利用希望者」とは、本サービスを閲覧し、契約者の事業所の利用を検討する者をいいます。
- (3)「掲載ページ」とは、本サービス上に公開される契約者の事業所に関する情報ページをいいます。

第2条（総則・目的）

1. 本規約は、契約者と当法人との間の掲載契約に関する権利義務関係を定めるものです。本規約は事業者間の契約として締結されます。
2. 本サービスは、就労継続支援 A 型・B 型事業所の情報を発信する広告媒体です。当法人は職業紹介事業を行うものではなく、利用希望者と契約者との間の契約成立等を保証するものではありません。
3. 当法人は、利用希望者を契約者に紹介または斡旋する行為は一切行いません。本サービスの費用は、広告掲載に対する対価であり、利用者の紹介・斡旋の対価ではありません。

第3条（契約の成立）

1. 掲載契約は、当法人からの案内メールに対し、契約者が「掲載希望」の旨を返信した時点で成立します。契約書の作成・捺印は不要です。
2. 契約者は、返信をもって本規約に同意し、申込内容が真実かつ正確であることを保証するものとします。

第4条（掲載プランと費用）

1. 初期制作・掲載費

金額：55,000 円（税込）

内容：掲載ページの制作、公開、初年度のシステム管理費を含みます。

支払時期：請求書発行日から 30 日以内

2. システム管理費（2 年目以降）

金額：年額 9,800 円（税込）

内容：掲載情報の修正対応（第 5 条の範囲内）、サーバー維持を含みます。

更新：1 年ごと（任意）。当法人は満了 30 日前までに更新案内を送付します。

3. 支払方法

支払いは当法人指定の銀行口座への振込み（振込手数料は契約者負担）とします。支払遅延の場合、当法人は相当の期間を定めて催告し、なお支払いがないときは掲載停止または契約解除ができます。

4. 返金

返金について 理由の如何を問わず、既払金の返金はいたしかねます。

第 5 条（サービス内容と更新停止時の扱い）

1. 管理費適用期間中

契約者は、契約年度ごとに 3 回まで、掲載情報の修正（文章の一部変更、写真差替 3 枚まで、募集状況の更新等）を依頼できます。全面リニューアルは含みません。

修正依頼は当法人指定のメールアドレス宛にお申し出ください。原則 10 営業日以内に対応し、完了後メールにて通知します。

2. 管理費未払い・更新停止時

システム管理費を更新しない場合でも、掲載ページは削除されず、そのまま掲載され続けます。この点をご理解のうえお申し込みください。

この状態では原則として修正対応はできません。ただし、所在地・電話番号の変更、事業所閉鎖に限り、契約者からの申し出により無償で修正します。

掲載ページの削除を希望する場合は、第 9 条の方法によりお申し出ください。

第 6 条（契約者の義務）

1. 契約者は、掲載情報（写真、文章等）について正当な権利を有すること、および法令に違反しないことを確認するものとします。
2. 契約者は、掲載情報に重要な変更（所在地、電話番号、事業所閉鎖等）が生じた場合、速やかに当法人に通知するものとします。

3. 契約者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係者その他これらに準ずる者）に該当しないことを表明し、保証します。

第7条（掲載の拒否・停止・削除）

1. 当法人は、契約者が以下に該当すると判断した場合、掲載の拒否、停止、削除または契約解除ができます。
 - (1) 申込内容に虚偽があった場合、または運営実態がない場合
 - (2) 法令・公序良俗に反する行為、または利用者への虐待等が認定された場合
 - (3) 事業所指定を取り消された場合
 - (4) 第6条に違反した場合、または支払催告後も支払いがない場合
 - (5) その他、本サービスの信頼性を著しく損なうおそれがある場合
2. 当法人は、可能な限り事前に契約者へ通知し、弁明の機会を与えるよう努めます。ただし、緊急を要する場合は事後の通知とすることがあります。本条に基づく措置による返金はいりません。

第8条（免責事項）

1. 当法人は、本サービスを通じた問い合わせ数、見学者数、利用者獲得等について、いかなる保証も行いません。
2. 利用希望者と契約者との間で生じたトラブルについて、当法人は関与せず、当事者間で解決するものとします。
3. 天災、停電、通信障害その他の不可抗力により本サービスが一時停止した場合、当法人は責任を負いません。
4. 当法人が損害賠償責任を負う場合でも、当法人の故意または重過失による場合を除き、契約者が支払った費用の総額を上限とします。逸失利益・間接損害については責任を負いません。

第9条（契約の終了）

1. 契約者からの削除依頼

契約者は、当法人指定のメールアドレス宛に申し出ることによって、いつでも掲載ページの削除を求めることができます。当法人は5営業日以内に削除し、完了を通知します。契約者が提供した素材データは、削除完了後30日以内に消去します。契約期間の残存日数にかかわらず、お支払い済みの費用（初期制作費およびシステム管理費）の返金（日割・月割計算を含む）は一切いたしかねます。

2. サービスの終了

当法人が本サービスを終了する場合、30 日前までに契約者へ通知します。本サービスの終了に伴い、当法人は既払金の返還を行わず、また、これにより契約者に生じた損害等について一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（知的財産権）

1. 当法人が制作した掲載ページの著作権は、契約者提供の素材を除き、当法人に帰属します。
2. 当法人は、本サービスの宣伝・広告目的に限り、契約者の事業所名・掲載ページの一部を無償で利用できるものとします。

第 11 条（個人情報）

1. 当法人は、契約者から取得した個人情報（代表者名、連絡先等）を、本サービスの提供・運営および関連するご案内の目的で利用し、法令に基づく場合を除き第三者に提供しません。
2. 契約者は、掲載ページに第三者の個人情報を含める場合、当該第三者から適法に同意を得ていることを保証します。

第 12 条（規約の変更）

1. 当法人は、必要に応じて本規約を変更できます。変更する場合、効力発生日の 30 日前までにウェブサイトへの掲示またはメールにて通知します。
2. 契約者は、変更不同意の場合、効力発生日の前日までに第 9 条の方法で契約を終了できます。この場合、システム管理費の未経過分を月割で返金します。
3. 効力発生日以降もサービスを利用した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

第 13 条（連絡・通知）

1. 当法人から契約者への通知は、届出のメールアドレス宛またはウェブサイト上の掲示により行います。契約者から当法人への連絡は、info@shuro-shien.or.jp 宛のメールにより行ってください。
2. 契約者は、連絡先に変更があった場合、速やかに届け出てください。届出がないことによる不利益について、当法人は責任を負いません。

第 14 条（一般条項）

1. 契約者は、当法人の承諾なく、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡できません。
2. 本規約の一部が無効とされた場合でも、他の条項は引き続き有効とします。
3. 紛争が生じた場合は、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

制定日：2025 年 11 月 1 日

運営：一般社団法人就労支援センター

以上